

1 令和6年度目標の修正について

令和6年度 未収金残高（当初）目標 326 億円【令和5年度末 未収金 残高見込 352 億円（△26 億円）】

現年度分目標	112 億円【	”	115 億円（△3 億円）】
過年度分目標	214 億円【	”	237 億円（△23 億円）】

令和5年度の決算見込未収金残高も踏まえ、以下のとおり目標を修正して未収金対策に取り組んでいく。

なお、目標の修正は各所属から提出のあった資料をもとに行っている。



令和6年度 未収金残高修正目標 336 億円【令和6年度末 未収金残高 当初目標 326 億円（+10 億円）】

現年度分目標	114 億円【	”	112 億円（+2 億円）】
過年度分目標	222 億円【	”	214 億円（+8 億円）】

●目標修正の主な要因について

現年度分

多くの債権において、取組の徹底や進捗状況から修正目標未収金が当初見込みから縮減されることとなったが、国民健康保険料において、保険料の増改定等により目標徴収率を下方修正したことなどによるもの。

過年度分

多くの債権において、取組の徹底や進捗状況から未収金残高修正目標が当初見込みから縮減されることとなったものの、国民健康保険料において、令和5年度の決算見込未収金残高が増えたことにより、令和6年度の過年度調定が当初見込みより上回ったこと、市税の不納欠損見込額が減少したこと、粒状活性炭の入札談合に関する損害賠償に係る訴訟が継続していることなどによるもの。

(参考) 令和7年度目標について

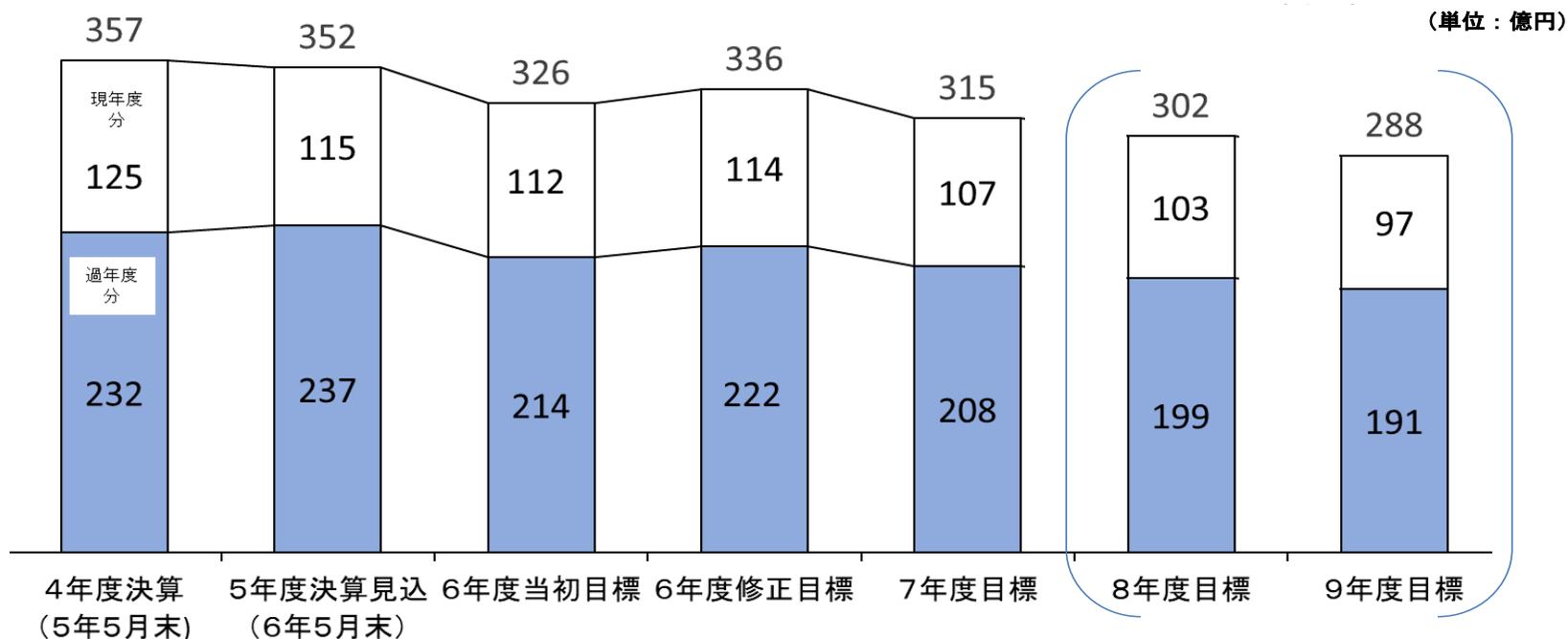
全市的な未収金対策は、令和7年度以降も継続して取り組む必要がある。令和7年度においては、令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」達成に向けて、未収金対策に取り組んでいく。

中期目標設定時点での令和7年度 未収金残高目標 315億円【令和6年度末 未収金残高 修正目標 336億円（△21億円）】

現年度分目標	107億円【	〃	114億円（△7億円）】
過年度分目標	208億円【	〃	222億円（△14億円）】

未収金残高の徴収率及び目標の推移

合計 96.4% 現年度 98.9% 過年度 19.5%	合計 96.5% 現年度 99.0% 過年度 19.3%	合計 96.7% 現年度 99.0% 過年度 20.0%	合計 96.7% 現年度 99.0% 過年度 20.8%	合計 96.9% 現年度 99.1% 過年度 20.6%	合計 97.0% 現年度 99.1% 過年度 20.6%	合計 97.1% 現年度 99.1% 過年度 20.7%
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------



※令和7年度～9年度目標については、「新・市政改革プラン」の期間に合わせて設定したもの

2 令和6年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。市債権回収対策室においても、研修等を通して、所属の徴収事務担当者育成を支援
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。安易な分割納付は避け、履行延期の特約の締結など、法律に基づく適正な債権管理を実施。市債権回収対策室においても、法律相談等を通して、所属の法的手続きを支援
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

(本市においては、次の場合などで債権放棄を実施する。)

○私債権

- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため
- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため
- ・ 消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

○私債権、強制徴収できない公債権共通

- ・ 債務者が破産免責決定を受けており、当該債務を弁済することができる見込みがないため
- ・ 債務者が死亡し法定相続人が存在せず（相続人全員が相続放棄した場合を含む）、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

- (4) 令和6年度中に時効を迎える債権については、債務者が行方不明の場合は所在調査に努めるとともに、債務承認書の取得など、時効更新のため最大限の取組を実施。時効更新を行えない場合は、財産調査に基づき、滞納処分の停止又は徴収停止を実施
- (5) インターネット専門銀行による口座振替可能債権の拡充や多様な納付環境の整備等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制
- 新 (6) 強制徴収公債権については、預貯金照会電子化サービス（市税において導入済み）等を活用し、スピード感のある財産調査の実施を検討

3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

令和6年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権について、各債権所管所属において、時効更新のため最大限取組を実施するとともに、市債権回収対策室においても、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、進捗管理を徹底する。

4 重複滞納者に対する取組の推進

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設徴収金の5種類の強制徴収できる公債権について、市債権回収対策室において、名寄せ作業を行うので、各債権所管所属は、市税の処理情報を活用し、早期処理を図る。

また、市債権回収対策室においては、令和6年度も徴収目標等を設定し、重複滞納案件（国民健康保険料と市税の重複）を引継ぎ、取組を推進する。